○厚生労働省告示第二百六十一号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表十一の項使用目的、効能又は効果の欄中「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、「又は歯牙」を「、歯」に改め、同表十二の項使用目的、効能又は効果の欄中「及び」を「又は」に改め、「又はそのいずれか」を削り、「歯牙」を「歯」に改め、同表六十五の項使用目的、効能又は効果の欄中「注入」の下に「し、又は血液若しくは体液等を採取」を加え、同表七十二の項使用目的、効能又は効果の欄中「注入」の下に「し、又は血液若しくは体液等を採取」を加え、同表八十三の

「

1　吸引キット 2　気管支吸引用カテーテル 3　吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル 4　気管吸引カテーテル	を	1　気管吸引カテーテル 2　吸引キット 3　気管支吸引用カテーテル 4　吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル

」

に改め、同項使用目的、効能又は効果の欄中「経鼻又は経口的に」を削り、「気管内チューブ又はテル」を「気管内チューブ若しくは」に改め、「介して」の下に「、又は経鼻的若しくは経口的に」を加え、同表百五十三の項使用目的、効能又は効果の欄中「リーマー」を「リーマ」に改め、同表百五十八の項使用目的、効能又は効果の欄中「を除去する」を「の除去、歯の根管の拡大、歯の切削、歯周組織等の洗浄等を行う」に改め、同表百六十の項医療機器の名称の欄に次のように加える。

5　可搬式歯科用ユニット

別表百六十六の項使用目的、効能又は効果の欄中「ブラケット」を「歯列矯正用アタッチメント」に改め、同表百七十六の項使用目的、効能又は効果の欄及び百七十七の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯牙」を「歯」に改め、同表二百三十七の項使用目的、効能又は効果の欄中「レジン系矯正用ブラケット」を「歯列矯正用アタッチメント」に改め、同表二百六十七の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯列矯正用ブラケット又はバンドの歯牙若しくは」を「歯列矯正用アタッチメント又は歯列矯正用帯環を歯又は」に、「への合着又は接着に用いる」を「に合着又は接着する」に改め、同表二百七十の項使用目的、効能又は効果の欄中「・」を「若しくは」に改め、「欠損」の下に「又は人工歯冠等装置」を加え、同表二百八十八の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯牙」を「歯」に改め、同表三百十三の項使用目的、効能又は効果の欄中「ブリッジ」の下に「、個歯トレー」を加え、同表三百十八の項使用目的、効能又は効果の欄中「歯牙」を「歯」に改め、同表三百八十八の項使用目的、効能又は効果の欄中「経皮的」を「経口的又は経皮的」に改め、同表に次のように加える。

四百八十七	1　核医学装置ワークステーション 2　MR装置ワークステーション 3　X線画像診断装置ワークステーション 4　超音波装置ワークステーション 5　汎用画像診断装置ワークステーション	C六九五〇―一　画像診断装置等から提供された人体の画像情報をコンピュータ処理し、処理後の画像情報を診療のために提供すること（自動診断機能を有するものを除く。）。

○経済産業省告示第百五十五号

商業動態統計調査規則（昭和二十八年通商産業省令第十七号）第四条第三項の規定に基づき、乙調査を行う調査区を次のように定め、平成二十二年七月一日から適用する。

なお、平成十六年経済産業省告示第二百十八号（商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件）、平成十八年経済産業省告示第三百二十一号（商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件の一部を改正する件）及び平成十九年経済産業省告示第百二十八号（商業動態統計調査規則第四条第三項の規定に基づき乙調査を行う調査区を定める件の一部を改正する件）は、平成二十二年六月三十日限りで廃止する。

平成二十二年六月三十日

経済産業大臣　直嶋　正行

1　平成22年7月1日から平成23年6月30日まで乙調査を行う調査区

「経済センサス基礎調査規則（平成20年11月28日総務省令第125号）附則第二条の規定による廃止前の事業所・企業統計調査規則（昭和56年4月7日総理府令第26号）に基づく平成18年3月1日現在の事業所・企業統計調査の調査区の番号」

都道府県名	調査区番号	市区名	
秋田県	１４３０１	秋田市	０３８０
	１４３０２	大館市	０１６７
	１４３０３	鹿角市	００９８
	１４３０４	大仙市	０１０６
福島県	１４３０１	福島市	０３４３
	１４３０２	郡山市	０２３５
	１４３０３	郡山市	０６００
	１４３０４	白河市	００１３
	１４３０５	喜多方市	０１５５
	１４３０６	田村市	００１０
福井県	１４３０１	福井市	０２４１
	１４３０２	敦賀市	００５２
	１４３０３	鯖江市	０１５２
京都府	１４３０１	京都市北区	０１６６
	１４３０２	京都市左京区	０２７４
	１４３０３	京都市中京区	０３４９
	１４３０４	京都市右京区	０２２７
	１４３０５	京都市右京区	０３４０
	１４３０６	京都市伏見区	０３７９
大阪府	１４３０１	大阪市天王寺区	００９６
	１４３０２	大阪市浪速区	００７６
	１４３０３	大阪市東淀川区	０２２４
	１４３０４	大阪市生野区	０２３４
	１４３０５	大阪市阿倍野区	００５７
	１４３０６	大阪市阿倍野区	０２５７
	１４３０７	大阪市西成区	００５８
	１４３０８	大阪市住之江区	００４０
	１４３０９	大阪市北区	０５７４
	１４３１０	大阪市北区	０２５８
	１４３１１	大阪市北区	００６０
	１４３１２	大阪市北区	００４１
	１４３１３	大阪市北区	０５７８